医療機関の長 様

長野県健康福祉部長

医師の働き方改革に係る特定労務管理対象機関の指定申請について (通知)

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号)第3条の規定に基づく改正後の医療法第113条第1項等の規定により、令和6年4月以降、時間外・休日労働が年間960時間を超えることがやむを得ない医師が勤務している医療機関は、開設者の申請により、特定労務管理対象機関(B・連携B・C-1・C-2水準)として都道府県知事の指定を受ける必要があります。

つきましては、本県において当該指定を受けるための申請手続について、下記のとおり定めましたので、指定を要する医療機関におかれましては、所定の申請手続を行ってください。

なお、本県への申請手続前に行う必要がある医療機関勤務環境評価センターの評価 受審は、4カ月以上の審査期間を要するとされておりますので、早期に受審いただく よう御配意を願います。

記

- 1 指定要件及び提出書類 別紙のとおり
- 2 申請様式

別添様式1~4のとおり(様式ファイルは次の当課ウェブページへも掲載します。) https://www.pref.nagano.lg.jp/doctor/kenko/doctor/iryo/kinmukankyo_shien .html

3 申請方法 指定申請は、以下のいずれかの方法により受け付けます。

(1)	G-MIS	URL: https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login			
1	O MIS				
		※各医療機関のアカウント及びパスワードは、既に医療機関が			
		使用しているものをご使用ください。			
		※G-MIS から医師労働時間短縮計画の作成が行えます。(ワー			
		ド等で作成した時短計画のアップロード (ファイル添付) も可能)			
		※その他G-MISによる申請については、以下をご参照くださ			
		い。<操作マニュアル・説明動画(「いきいき働く医療機			
		関サポートWEB」内)>			
		https://iryou-			
		kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/explanation			
		<操作方法に関する問い合わせ先>			
		G-MIS 事務局 0570-783-872 (平日 9 時~17 時)			

2	メール	送付先: <u>doctor@pref. nagano. lg. jp</u>			
		※メール見落としを防止するため、お手数ですが、メール送信			
		後担当あて電話でご一報願います。			
3	郵送	〒380-8570 (長野県庁専用郵便番号)			
		長野県医師・看護人材確保対策課医師係			
		(「特定労務管理対象機関指定申請」と明記ください。)			

4 申請期限

令和5年11月30日(木)

5 指定結果の通知及び公表

特定労務管理対象機関に指定したときは、当該医療機関に通知するとともに、医師・ 看護人材確保対策課ウェブページで公表します。

(参考) 特定労務管理対象機関指定に係るスケジュール (予定)

特定労務管理対象機関(いわゆるB・連携B・C-1・C-2水準対象機関)指定に係るスケジュール(予定) ○県への指定申請順度を2回設け、それまでに受け付けた申請について、一括し

○県への指定甲請期限を2回設け、それまでに受け 長野県への指定申請期限			定結果通知	_		このスク	「ジュ	ールは	R 4.12	21付り	ナで医療	機関	こ通知	し、ホ	ームペ	ージへ	掲載滄	ずです。		
-10 -110 11	第1期(①) 令和5年6月30日(金)			9月下旬頃	_	HPD	アドレス	र : htt	ps://w	ww.pr	ef.naga	no.lg.jp	/docto	or/kenk	co/doct	tor/iryo	/kinmu	ıkankyo	o_shie	n.html
第2期(②) 令和5年1	1月30日(木)	令和6年	3月下旬頃																
		R4. 9月	10月 11月	12月	1月	2月	3月	R5. 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R6年度以降
会議スケジュール (予定)												意見聴 (医療 会・地域 対策協議	審議 成医療	今回	通知す	る申請手	手続き	(医	聴取② 療審議 地域医療 3議会)	
長野県							<指	定申請随	時受付> -	指定申請 期限① R5.6.30			指定結果 通知① 播定申請	随時受付>	指定申請 期限 ② • <u>R5.11.30</u>				指定結果 通知②	
	評価センター (日本医師会)		受審受 R4 10/					評価結果 ①(評価 から少な も 4 月程	画開始 よくと		<u>}</u>		(2 t)	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	4					
	А	・勤務医 の労働実 態把握																	•	上限規制
	B 連携B C-1 C-2	・タスク シフト/ シェア推 進の取組 等		計画案成①	評価受審申込①				指定。 ① 計画案 成②				Ů.	!	指定申請②				Ů,	AST LIPO AL
医療機関	C-1 (上記に加えて) (臨床研修)					ム / 力 時間 (年	4年度募集プ カリキュラム 間外労働時間 こ次報告・プ ム変更申請	内への 別明示 ログラ								1				
	C-1 (上記に加えて) (専門研修)									1グラム / カ 外労働時間			学会申記 門医機構の	青 D承認	具への指定	申請までに	完了】			
	C-2 (上記に加えて)							C-2水準審		込 機 (厚労省	L	¥査結果受領 <u></u>	【県へ	の指定申請	までに完了	71				

(問い合わせ先)

担 当 医師・看護人材確保対策課医師係

永井、宇佐美

電 話 026-235-7144(直通)

電子メール doctor@pref.nagano.lg.jp

特定労務管理対象機関の指定申請に係る指定要件及び提出書類について

(1)特定地域医療提供機関(B水準)

$\overline{}$	I)特正地域医療提供機関 <u>(B 水準)</u>	T
	指定要件(以下の要件全てに該当すること。)	提出書類(注2) (県による確認方法)
2	・医療機能が次に掲げる類型のいずれかに該当すること 【医師の働き方改革の推進に関する検討会中間とりまとめ、新医療法(注1)第 113条第1項】 対象となる医療機能は、以下のとおりとする。 ◆「救急医療提供体制及び在宅医療提供体制のうち、特に予見不可能で緊急性の高い医療ニーズに対応するために整備しているもの」・「政策的に医療の確保が必要であるとして県医療計画において計画的な確保を図っている「5疾病・5事業」」双方の観点から、 i 三次救急医療機関 かつ 「年間救急車受入台数1,000 台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500 件以上」 かつ「医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関 ii 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 iv 公共性と不確実性が強く働くものとして、県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関 (例) 精神科救急に対応する医療機関 (特に患者が集中するもの)、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関 (例) 精神科救急に対応する医療機関 (特に患者が集中するもの)、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関 (例) 高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等・医師労働時間短縮計画の案に記載された時間外・休日労働の実績及び県医療審議会の意見を踏まえ、36 協定において年960 時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務があると考えられること 【新医療法第113条第1項、第5項】	様式 1 (注 2-1) 添付書類 1 (注 2-2)
3	・医師労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること 【新医療法第 113 条第 3 項第 1 号】 (1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること (2) 次に掲げる事項が全て記載されていること ア 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況 イ 当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 ウ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項 エ アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる 医師の労働時間の短縮に関する事項	時短計画案 (注 2-3)
4	・新医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が 整備されていること【新医療法第113条第3項第2号】	評価結果通知 (注 2-4)
5	・労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと 【新医療法第 113 条第 3 項第 3 号】	添付書類 6 (注 2-5)
(7	主1) 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一番	部を改正する法律

- (注 1) 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 49 号)による改正後の医療法
- (注2) 提出書類(下記以外にも追加で書類提出を求める場合があります。)
- 注 2-1:特定地域医療提供機関 (B 水準) 指定申請書 (様式 1)
- 注 2-2: 医療法第 113 条第 1 項に規定する業務があることを証する書類 (添付書類 1)
- 注 2-3: 医療機関勤務環境評価センター受審の際に提出した「医師労働時間短縮計画(案)」 (受審の結果、計画(案)に修正がある場合は、修正後の計画(案))
- 注 2-4: 医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書
- 注 2-5:誓約書 (添付書類 6)

(2) 連携型特定地域医療提供機関<u>(連携 B 水準)</u>

	七字亜州 (以下の亜州人アル	提出書類(注3)
	指定要件(以下の要件全てに該当すること。)	(県による確認方法)
1	・医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を	
	担う医療機関であること	様式 2
	【新医療法第 118 条第 1 項】	(注 3-1)
2	・36 協定においては年960 時間以内の時間外・休日労働に関する上限時間	添付書類 2
	の定めをしているが、副業・兼業先での労働時間を通算すると、時間外・	(注 3-2)
	休日労働が年960時間を超えることがやむを得ない医師が勤務しているこ	(12.0.2)
	と【新医療法第118条第1項】	
3	・医師労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること	
	【新医療法第 118 条第 2 項(第 113 条第 3 項第 1 号準用)】	
	(1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたも	
	のであること	
	(2) 次に掲げる事項が全て記載されていること	時短計画案
	ア 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況	
	イ 当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に	(注 3-3)
	係る目標	
	ウ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項	
	エ アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働が長時間にわ	
	たる医師の労働時間の短縮に関する事項	
4	・新医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体	評価結果通知
	制が整備されていること	(注 3-4)
	【新医療法第 118 条第 2 項(第 113 条第 3 項第 2 号準用)】	(注 3-4)
5	・労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと	添付書類 6
	【新医療法第 118 条第 2 項(第 113 条第 3 項第 3 号準用)】	(注 3-5)

(注3) 提出書類(下記以外にも追加で書類提出を求める場合があります。)

注 3-1:連携型特定地域医療提供機関(連携 B 水準)指定申請書(様式 2)

注 3-2: 医療法第 118 条第 1 項に規定する業務があることを証する書類 (添付書類 2)

注 3-3:医療機関勤務環境評価センター受審の際に提出した「医師労働時間短縮計画(案)」

(受審の結果、計画(案)に修正がある場合は、修正後の計画(案))

注 3-4:医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書

注 3-5:誓約書(添付書類 6)

(3)技能向上集中研修機関(C-1水準)

		1月111年2年1277.17
	指定要件(以下の要件全てに該当すること。)	提出書類(注4) (県による確認方法)
2	・県知事により指定された臨床研修プログラム又は日本専門医機構により認定された専門研修プログラム/カリキュラムの研修機関であること 【新医療法第119条第1項】 ・「適正な労務管理」と「研修の効率化」が行われた上で、医師労働時間短縮計画の案に記載された時間外・休日労働の実績及び指定申請の際に明示されたプログラム・カリキュラムの想定労働時間(プログラム全体及び各医療機関における時間)を踏まえ、36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めが必要と考えられること	様式3 (注4-1) 添付書類3 (注4-2) 添付書類4又は 添付書類5 (注4-3)
3	【新医療法第 119 条第 1 項】 ・医師労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること 【新医療法第 119 条第 2 項(第 113 条第 3 項第 1 号準用)】 (1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること (2) 次に掲げる事項が全て記載されていること ア 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況 イ 当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 ウ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項 エ アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項	時短計画案 (注4-4)
4	・新医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が 整備されていること 【新医療法第119条第2項(第113条第3項第2号準用)】	評価結果通知
5	・労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと 【新医療法第 119 条第 2 項(第 113 条第 3 項第 3 号準用)】	添付書類 6 (注 4-6)

(注4) 提出書類(下記以外にも追加で書類提出を求める場合があります。)

注 4-1:技能向上集中研修機関(C-1 水準)指定申請書(様式3)

注 4-2: 医療法第 119条第1項に規定する業務があることを証する書類 (添付書類3)

注 4-3:【医療法第 119 条第 1 項の指定に係る業務が<u>臨床研修</u>の場合】 臨床研修病院群の想定時間外・休日労働時間の記載(添付資料 4)

【医療法第119条第1項の指定に係る業務が専門研修の場合】

研修施設における想定時間外・休日労働時間の記載(添付資料5)

注 4-4: 医療機関勤務環境評価センター受審の際に提出した「医師労働時間短縮計画(案)」 (受審の結果、計画(案)に修正がある場合は、修正後の計画(案))

注 4-5: 医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書

注 4-6:誓約書(添付書類 6)

(4)特定高度技能研修機関(C-2水準)

rì		担口事料 (分下)
	指定要件(以下の要件全てに該当すること。)	提出書類(注5)
		(県による確認方法)
1	・C-2 水準の対象として厚生労働大臣が公示する、「我が国の医療技術の水準	
	向上に向け、先進的な手術方法など高度な技能を有する医師を育成するこ	₩± 4
	とが公益上必要である分野」において、C-2 水準の対象として審査組織が	様式4
	特定する技能(以下「特定高度技能」という。)を有する医師を育成するの	(注 5-1) 医療機関申請書
	に十分な教育研修環境を有していること	(技能研修計画)
	【新医療法第 120 条第 1 項】	(注 5-2)
2	・医師労働時間短縮計画の案に記載された時間外・休日労働の実績及び審査	審査結果通知
	組織の意見を踏まえ、36 協定において年 960 時間を超える時間外・休日	(注 5-3)
	労働に関する上限時間の定めが必要と考えられること	(1000)
	【新医療法第 120 条第 1 項】	
3	・医師労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること	
	【新医療法第 120 条第 2 項(第 113 条第 3 項第 1 号準用)】	
	(1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成された	
	ものであること	
	(2) 次に掲げる事項が全て記載されていること	味何 到而安
	ア 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況	時短計画案
	イ 当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に	(注 5-4)
	係る目標	
	ウ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項	
	エ アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働が長時間に	
	わたる医師の労働時間の短縮に関する事項	
4	・医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制	⇒ 在外 田 语 /n
	が整備されていること	評価結果通知
	【新医療法第 120 条第 2 項(第 113 条第 3 項第 2 号準用)】	(注 5-5)
5	・労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと	添付書類 6
	【新医療法第 120 条第 2 項(第 113 条第 3 項第 2 号準用)】	(注 5-6)

○提出書類(下記以外にも追加で書類提出を求める場合があります。)

注 5-1:特定高度技能研修機関(C-2 水準)指定申請書(様式4)

注 5-2:審査組織に申請した医療機関申請書

(指定後すぐに C-2 水準適用の該当者がいる場合は該当者の技能研修計画)

注 5-3:審査組織による医療機関の教育研修環境に関する審査結果の通知書

注 5-4: 医療機関勤務環境評価センター受審の際に提出した「医師労働時間短縮計画(案)」

(受審の結果、計画(案)に修正がある場合は、修正後の計画(案))

注 5-5: 医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書

注 5-6:誓約書(添付書類 6)

第 号 年 月 日

長野県知事 様

開設者 住 所 氏名又は名称 (代表者名)

特定地域医療提供機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号。以下「改正法」という。)附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法(昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。)第113条の規定に基づき申請する。

1. 指定を予定する医療機関

11. 12. 13. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14					
	ふりがな				
管理者の氏名					
	ふりがな				
名称					
	ふりがな				
所在の場所					

- 2. 医療法第 113 条第 1 項の指定にかかる業務の内容(該当する条項を○で囲むこと。)
 - 第1号 救急医療
 - 第2号 居宅等における医療
 - 第3号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療
- 3. 添付書類
 - ① 医師労働時間短縮計画(案)
 - ② 医療法第113条第1項に規定する業務があることを証する書類(添付資料1)
 - ③ 医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類
 - ④ 医療法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類(添付資料6)
 - ⑤ 医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第1項第1号の評価の結果を示す書類
 - ※③ 医療法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類については、医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書(⑤医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類)を代替として扱うことが可能です。

添付書類1

医療法第113条第1項に規定する業務があることを証する書類

医療機関名

医療法第113条第1項の指定に係る業務の内容(該当する条項を○で囲むこと。)

※長時間従事させる医師が複数おり、それらの医師が携わる医療が別々の場合は、複数選択すること。

- 第1号 救急医療
- 第2号 居宅等における医療
- 第3号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

(続く)

「第1号 救急医療」を選択した医療機関にお伺いします。

1. 長野県保健医療計画において3次救急医療機関として位置づけられていますか。
□ はい → 6~ □ いいえ
2. 長野県保健医療計画において2次救急医療機関として位置づけられていますか。
□ はい □ いいえ
【2で「はい」を選択した医療機関にお伺いします。】
3. 年間救急車受入台数(※前年1~12月実績)
件
【2で「はい」を選択した医療機関にお伺いします。】
4. 夜間・休日・時間外入院件数(※前年1~12月実績)
件
【2で「はい」を選択した医療機関にお伺いします。】
5. 長野県医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付け
られていますか。
※5疾病5事業(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患、救急
医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療)
□ はい □ いいえ
(「はい」と回答した医療機関においては該当する疾病又は事業を記入してください。)
6. 地域医療提供体制の確保の観点からやむを得ず、救急医療に従事する勤務医の時間外
労働の上限(960 時間)を超えざるを得ない理由を記載してください。

「第2号 居宅等における医療」を選択した医療機関にお伺いします。

1. 機能強化型在宅療養支援病院及び機能強化型在宅療養支援診療所ですか。				
(上記要件が確認できる書類を添付して	こください。)_			
口はい	□ いいえ			
2. 地域医療提供体制の確保の観点からやむ	を得ず、居宅等における医療に従事する勤務			
医の時間外労働の上限(960 時間)を超え	ざるを得ない理由を記載してください。			

「第3号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療」を選択した医療機関にお伺いします。

1. 医療提供の状況について教えてください。(当てはまるもの全てをお選びください。)
①精神科救急に対応する医療機関である。
②小児救急を提供する医療機関である。
③へき地において中核的な役割を果たす医療機関(へき地医療拠点病院又はそれに準
じる役割を担う医療機関)である。
④高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関である。
⑤児童精神科に対応する医療機関である。
⑥その他 <u>(具体的な医療機能を下記に記入してください。)</u>
回答欄:
(その他:
2. 地域医療提供体制の確保の観点からやむを得ず、地域において当該病院又は診療所以
外で提供することが困難な医療に従事する勤務医の時間外労働の上限 (960 時間) を超
えざるを得ない理由を記載してください。

第 号 年月日

長野県知事 様

開設者 住 所 氏名又は名称 (代表者名)

連携型特定地域医療提供機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号。以下「改正法」という。)附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法(昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。)第118条の規定に基づき申請する。

1. 指定を予定する医療機関

	ふりがな
管理者の氏名	
	ふりがな
名称	
	ふりがな
所在の場所	

2. 添付書類

- ① 医師労働時間短縮計画(案)
- ② 医療法第118条第1項の指定にかかる派遣の実施に関する書類(添付資料2)
- ③ 医療法第 118 条第 2 項において準用する法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類
- ④ 医療法第 118 条第 2 項において準用する法第 113 条第 3 項第 3 号の要件を満たすことを誓約する書類(添付資料 6)
- ⑤ 医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第1項第1号の評価の結果を示す書類
- ※③ 医療法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類については、医療 勤務環境評価センターによる評価結果の通知書(⑤医療法第 132 条の規定により通知 された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類)を代替として扱うことが 可能です。

添付書類2

医療法第118条第1項に規定する業務があることを証する書類

医虚拟胆力	
医療機関名	

1. 派遣先医療機関一覧(既存の一覧表を添付しても構いません。)

No.	派遣元診療科名	派遣先医療機関名	派遣延べ人数
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

※必要に応じて行を追加してください。

γ,°			

第 号 年月日

長野県知事 様

開設者 住 所 氏名又は名称 (代表者名)

技能向上集中研修機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号。以下「改正法」という。)附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法(昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。)第119条の規定に基づき申請する。

1. 指定を予定する医療機関

	ふりがな
管理者の氏名	
	ふりがな
名称	
	ふりがな
所在の場所	

2. 医療法第 119 条第 1 項の指定にかかる業務の内容 (該当する条項を○で囲むこと。)

第1号 医師法第16条の2第1項の臨床研修にかかる業務

第2号 医師法第16条の11第1項の研修にかかる業務

- 3. 添付書類
- ① 医師労働時間短縮計画 (案)
- ② 医療法第119条第1項の指定に係る業務があることを証する書類 上記2.第1号の場合(添付資料3)、(添付資料4) 上記2.第2号の場合(添付資料3)、(添付資料5)
- ③ 医療法第 119 条第 2 項において準用する法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類
- ④ 医療法第 119 条第 2 項において準用する法第 113 条第 3 項第 3 号の要件を満たすことを誓約する書類(添付資料 6)
- ⑤ 医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類
 - ※③ 医療法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類については、医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書(⑤医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類)を代替として扱うことが可能です。

医療法第 119 条第 1 項に規定する業務があることを証する書類

医療機関名
1. 当該研修において、長時間の休日・時間外労働が必要な理由を記載してください。
2. C-1 水準を適用した場合の、地域における臨床研修医や専攻医の確保及び地域の医療提
供体制への影響の有無について記載してください。

基幹型臨床研修病院の名称	(所在都道府県)	: ()

研修プログラムの名称:

病院名	病院施設番号	種別	所在都道府県	時間外・休日労働 (年単位換算) 最大想定時間数	おおよその当直・日直回数 ※宿日直許可が取れている場合はその旨を記載	参考 時間外・休日労働 (年単位換算) 前年度実績	C−1水準 適用
		基幹型					適用 申請中 申請予定
		協力型					適用 申請中 申請予定
		協力型					適用 申請中 申請予定
		協力型					適用 申請中 申請予定
		協力型					適用 申請中 申請予定
		協力型					適用 申請中 申請予定
		協力型					適用 申請中 申請予定
		協力型					適用 申請中 申請予定
		協力型					適用 申請中 申請予定

- ※ 年次報告の場合は、報告年度の前年度の実績及び報告年度の想定を記入すること。 研修プログラム変更・新設の届出の場合は、届出年度の前年度の実績及び次年度(プログラム開始年度)の想定を記入すること。
- ※ 該当する項目について、基幹型臨床研修病院を筆頭にして、研修医と雇用契約を締結する協力型臨床研修病院について、施設番号順に詰めて記入すること。
- ※ 病院群を構成する基幹型臨床研修病院及び研修医と雇用契約を締結する協力型臨床研修病院の病院施設番号、病院種別(基幹型・協力型)、所在都道府県、時間外・休日労働(年単位換算)の最大想定時間数、おおよその当直・日直回数(宿日直許可が取れている場合はその旨)、前年度の時間外休日労働の年単位換算実績及び、C-1水準適用の状況を記入すること。
- ※ 最大想定時間数は、プログラムに従事する臨床研修医が、該当する研修病院において実際に従事することが見込まれる時間数について、前年度実績も踏まえ、実態と乖離することのないよう、適切に記入すること。
- ※ 臨床研修医においては、従事する全ての業務が研修プログラムに基づくものとなるため、A水準又はC-1水準しか適用されないことに留意すること。

基幹施設の名称(所在都道府県):	()
プログラル/カリキュラルの夕称・		

プログラム/カリキュラム内の、専攻医と雇用契約を締結する予定のすべての基幹施設、連携施設の病院種別、所在都道府県、時間外・休日労働(年単位換算)の最大想定時間数、おおよその当直・日直回数(宿日直許可が取れている場合はその旨)、及び前年度の時間外・休日労働の年単位換算実績を記入すること。 なお、この一覧を確認する医師にとって、わかりやすい記載に努めること。

病院名	種別	所在都道府県	時間外・休日労働 (年単位換算) 最大想定時間数※	連携B・B水準を専攻医に適用する可能性がある場合は〇を記載してください	おおよその当直・日直回数 ※宿日直許可が取れている場合はその旨を記載	参考 時間外・休日労働 最大時間数 (年単位換算) 前年度実績
	基幹					
	基幹・連携					
	基幹・連携					
	基幹・連携					
	基幹・連携					
	基幹・連携					
	基幹・連携					
	基幹・連携					
	基幹・連携					

[※] 想定時間数は、プログラム/カリキュラムに関連する労働時間数だけでなく、専攻医が実際に従事することが見込まれる労働時間数について前年度実績も踏まえ、 実態と乖離することのないよう、適切に記載すること。

第 号 年月日

長野県知事 様

開設者 住 所 氏名又は名称 (代表者名)

特定高度技能研修機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号。以下「改正法」という。)附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法(昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。)第120条の規定に基づき申請する。

1. 指定を予定する医療機関

	ふりがな			
管理者の氏名				
	ふりがな			
名称				
	ふりがな			
所在の場所				

2. 添付書類

- ① 医師労働時間短縮計画(案)
- ② 医療法第120条第1項の指定に係る業務があることを証する書類
- ③ 医療法第120条第1項の確認を受けたことを証する書類
- ④ 医療法第 120 条第 2 項において準用する法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類
- ⑤ 医療法第 120 条第 2 項において準用する法第 113 条第 3 項第 3 号の要件を満たすことを誓約する書類(添付資料 6)
- ⑥ 医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第1項第1号の評価の結果を示す書類
- ※④ 医療法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類については、医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書(⑥医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類)を代替として扱うことが可能です。

誓約書

当○○○病院は、医療法第 113 条第 3 項第 3 号に規定する要件を満たしていることを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ること となっても、異議は一切申し立てません。

令和 年 月 日

住所(又は所在地)

医療機関名及び開設者名